

前回会議における主な指摘事項と対応・方針
----------------------

項目	指摘事項等	対応・方針等
広告物規制について	広告物の取扱いについて市がどこまで関与できるのか、東京都に対して何が言えるのかを整理してもらいたい。	資料3-2のとおり、広告物規制については、屋外広告物法において枠組みが定められ、都道府県が必要な規制を条例に定めることとなっている。その都の権限のうちの一部が、「特例条例」により市の事務となっている。
	壁面に付く看板や広告は規制できないのか。	<p>広告物規制については、屋外広告物法の規定により、必要な規制を都道府県や景観行政団体（小田原市も該当）が条例を定めることにより行うこととされていることから、本市のまちづくり条例において広告物の表示等を直接規制することはできないものとする。なお、都条例においては、許可を受けた広告物の表示内容の変更等は許可を受けるべきことが規定されており、また、のぼり旗については広告物に含まれる。</p> <p>色彩基準の問題として、壁面を利用する広告物の外壁の色彩基準との調整の考え方については、提案のとおり、広告物の表示面積をアクセント色が使用可能となる外壁の面積から差し引くこととして取り扱うこととする。</p>
	アクセント色は壁面全体の5分の1までとの基準となっているので、この範囲までの一定の範囲内なら壁面に広告を出してもよいとする考え方もあるのではないか。	
	問題なのは看板の大きさなのか文字の大きさなのか、色合いなのか、設置場所なのか、そのあたりの項目もガイドラインの対象としてもいいのではないか。	
	看板を取り付けるときでなく、中身を張り替えるだけのときにキャッチできるのか検討してほしい。	
	のぼり旗など看板だけでないいろいろな意味の広告としてどこまで捉えるか検討してほしい。	
	小田原市の例を参考にしてほしい。	
緑化基準について	共同住宅の場合、居住者が維持管理をしないで枯れても問題視しないのか。継続性確保のため、維持管理について何か言えないのか。	
	条例に基づく行為とはならないが、実務としては、極力維持することを任意的な指導として行ったほうがよいので研究してほしい。	
	ガイドラインに書くということではないが、市民の活動との連携を普段から盛り上げていく工夫をし、ボランティア活動を活発化させたり他の部署とも連携したりしながら維持管理を進めていける仕組みがほしい。	

項目	指摘事項等	対応・方針等
	<p>緑化基準が厳しいのか甘いのか実感が持てないので、具体例として数例実際に当たってもらいたい。</p>	<p>資料3-3に、緑化基準を適用した場合における緑化すべき面積等及び植栽の例を示した。敷地面積300㎡未満の基準を設けて運用する限りは、狭小の敷地を含めて、過度の負担にはならないものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>条例上の「景観重点基準」は、まちづくり条例第42条の第1号から第4号までの条文に書かれている事項であり、ガイドラインの4ページに同じ「景観重点基準」として微妙に違うことが書いてあるのは混乱を招く。「景観重点基準の運用方針」などとして使い分けるべきである。</p>	<p>指摘のとおり修正する。</p>
<p>波多野委員からの後日意見</p>	<p>狭山丘陵景観重点地区における緑化基準は、主に、同地区に今後居住する住民に対してのものとなる。狭山丘陵の重要性を理解し、緑の保全や自然に対する高い意識をもった方の居住を促すためにも、緑化基準における狭所補正は不要である。意識の高い住民の居住を促していくことこそが、武蔵村山市の地理的価値を高めると考える。</p>	<p>資料3-3において想定した状況から考えても、狭小の敷地について一律の緑化基準を適用することは過度の負担を強いることとなるおそれがある。また、この緑化基準の存在が宅地開発等における敷地面積の拡大に必ずしもつながるとは考えられず、逆に基準が有名無実化することも懸念されることから、当初案の実現可能な基準として運用していきたい。</p>